

指導行政のポイント

## “市町村別学力データ”公表の是非

菱村 幸彦

学力調査の結果を公表しようとしないう市町村教委を、大阪府の橋下知事が「クソ教育委員会」と罵倒したというので話題になっている。

### 知事は教育行政に口出できるか

橋下知事は、その後、表現が不適切であったことは認めたが、府下の学力向上を図るため、学力調査の市町村別平均正答率を公表すべきだという姿勢は変えていない。

知事の発言を受け、府教委は、管下の市町村教委の教育長らを府庁に集め、結果公表の可否は市町村教委の判断としつつも、課題解決のために積極的に公表をするよう要請している。

この問題をどう考えるか。

ポイントは2つある。1つは、知事が教育委員会の権限である教育行政に口出しすることの是非である。

地方教育行政法では、教育委員会は知事から独立した行政機関として定められているから、知事は、法律で知事の権限とされている事項以外のことについて、教育委員会に対し指示・命令することはできない。

法律で知事の権限とされているのは、教育委員の任命（ただし議会の同意を要する）、大学に関すること、私立学校に関すること、教育財産の取得・処分、予算の執行・契約の締結、スポーツ・文化に関すること（条例の範囲内）である。

これは一般行政と教育行政との調和と連携を図るためであるが、特に教育委員の任命や予算の編成等を通じて、知事の考え方を教育行政に反映することはある程度可能となっている。

しかし、知事の権限ではないからといって、教育行政について意見を表明することまで禁止されているわけではない。橋下知事のやり方は、かなり強引のようだし、知事としての品格を欠くと思われる言

動もあるが、市町村別の学力調査結果の公表を求める発言自体は問題ない。

### どこまで非開示が貫けるか

もう1つのポイントは、市町村別データの公表の是非である。学力調査結果の開示について、文科省通知（平成18年6月28日）は、都道府県教委は個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと、市町村教委が域内の学校の結果を公表することはそれぞれの判断に委ねること、という方針を示している。

この方針は、学力調査の実施主体が市町村であることを前提に、市町村が住民への説明責任の一環として、学力調査の結果を公表するのは差し支えないが、直接の実施主体ではない都道府県教委は勝手に市町村別学力調査結果を公表することは認められないとしたわけである。この場合も都道府県教委が市町村教委に対し結果の公表を要請すること自体は、格別問題とは思わない。

この点に関連して、実は難問がある。それは、住民から情報公開条例に基づいて、都道府県教委に対し、市町村別データの開示請求が行われた場合、文科省通知を根拠に開示請求を拒めるかという問題である。情報公開条例に基づく開示請求は、すでに鳥取県と大阪府で行われている。鳥取県教委も大阪府教委も、文科省通知を根拠として非開示決定を行っている。

しかし、鳥取県の情報公開審議会は、「文科省通知には、公開条例の開示義務を超える法的効力はない」として、県教委に開示を求める答申を出している。行政訴訟が提起された場合、府教委や県教委の非開示決定がどこまで維持できるかは、かなり微妙なところがあるように思う。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

■最新刊！

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』法改正を踏まえて全面改定！

『小学校・中学校移行措置への対応ポイント』好評発売中！ B5版 2,520円